

令和4年度社会福祉法人指導監査における主な指摘事項について（法人関係）

熊本県健康福祉部長寿社会局福祉課指導監査班

番号	項目	問題点（指摘事項）	望ましい対応	根拠
1	評議員の選任	評議員選任・解任委員会が、理事6人、監事2人及び外部委員2人の計10人と、定款で定める者（監事1人、事務局員1人、外部委員1人の合計3人）と異なる構成で開催されていた。	定款で定めた構成で評議員選任・解任委員会の委員を任命する。	社会福祉法第39条 社会福祉法人定款例第6条
2	評議員会の招集・運営	評議員会の招集は、理事会の決議後1週間前までに評議員に対し開催通知を発送する必要があるのに同日開催していた。（招集通知の省略をしていない事例）	評議員会を招集するには、理事会の決議後、1週間前までに評議員に対し開催通知を発送する。	社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条,182条
3	評議員会の運営	定款で決議の省略を定めた法人で、評議会において決議の省略を行ったが議事録が作成されていなかった。	評議員会で決議の省略を行った場合は必ず議事録の作成する。	社会福祉法第45条の11第1項、社会福祉法施行規則第2条の15第2項 社会福祉法人定款例第26条
4	理事会の運営	招集通知を省略して開催した理事会が、招集通知を省略することについて理事及び監事全員の同意を得たことを議事録に記載されていないなど、その同意が確認できなかった。	招集通知を省略して理事会を開催した場合は、理事及び監事全員の同意を取るとともに、その同意が確認できるようにする。	社会福祉法第45条の14第9項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第94条第2項
5	監事の選任	理事会が監事を選任する議案を評議員会に提出する際に、監事の過半数の同意を得ていなかった。	理事会が監事を選任に関する議案を評議員会に提出するときには、現監事の過半数の同意を得ること。	社会福祉法第43条第3項により準用される一般社団法人及び一般社団法人に関する法律第72条第1項
6	監事の選任	監事は、「社会福祉事業について識見を有する者」と「財務管理について識見を有する者」から選ばれる必要があるが、2名とも「財務管理について識見を有する者」が選任されていた。	監事は、「社会福祉事業について識見を有する者」、「財務管理について識見を有する者」が含まれること。	社会福祉法第44条第5項
7	理事会の運営	理事長による職務執行状況報告が、法令及び定款に基づくとおり4カ月を超える間隔で2回以上の報告がされていなかった。	理事長は理事会において、毎会計年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自らの職務執行の状況を報告する。	社会福祉法第45条の16第3項

令和4年度社会福祉法人指導監査における主な指摘事項について（法人関係）

熊本県健康福祉部長寿社会局福祉課指導監査班

番号	項目	問題点（指摘事項）	望ましい対応	根拠
8	評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬	評議員の報酬等について、定款で無報酬としているが、評議員に対する報酬等及び費用弁償規程で会議旅費として費用弁償額を一律10,000円支給と、交通費を超える実質的な報酬が支払われていた。	交通費の実費相当分を超える部分は、日当相当額を除き報酬にあたることから、報酬の取扱いについて、支給しないと定めている定款と実質支給している報酬等及び費用弁償規程の間で整合性を図る。	社会福祉法第45条の8第4項による準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第196条 社会福祉法人定款例第8条
9	評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬	役員等報酬及び費用弁償規程で旅費額は実費と定めているが、実際の支給は異なる基準で支払われていた。	役員等報酬及び費用弁償規程に基づく支給を行う。	社会福祉法第45条の8第4項による準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第196条 社会福祉法人定款例第8条、第21条
10	経理規程	経理規程と計算書類の拠点区分が一致していなかった。	経理規程と計算書類の拠点区分を一致させる。	社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項について1(4) 社会福祉法人モデル経理規程第6条
11	経理規程	経理規程で「内部取引」や「計算書類の監査」など経理規程に記載すべき項目（モデル経理規程を参照）が記載されていなかった。	モデル経理規程を参考に必要な項目を定める。	社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項について1(4) 社会福祉法人モデル経理規程第61条、65条
12	経理規程	・ 経理規程では小口現金の限度額を理事長が定めるとされているが、限度額が定められていなかった。	小口現金の限度額を理事長が定め、適正に管理する。	社会福祉法人モデル経理規程第28条
13	経理規程	経理規程に社会福祉充実計画に関する規程が定めていなかった。	経理規程に社会福祉充実計画に関する事項を定める	社会福祉法第55条の2 社会福祉法人モデル経理規程第13章
14	会計処理	決算時には補正処理されていたが、年度中に勘定科目の予算残額を超えて支出（赤字執行）されていた。	決算時には補正されているものの、年度途中で予算不足が生じる場合は、 ・ 勘定科目の大区分で予算の不足が生じる場合は、補正予算を理事会に諮り承認を得る。 ・ 同一拠点内の中区分で不足が生じる場合は予算流用等、あらかじめ所要の予算を計上したうえで支出する。	社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項について2-(2) 社会福祉法人モデル経理規程第18条

令和4年度社会福祉法人指導監査における主な指摘事項について（法人関係）

熊本県健康福祉部長寿社会局福祉課指導監査班

番号	項目	問題点（指摘事項）	望ましい対応	根拠
15	会計処理	法人本部の共通的な支出及び費用について合理的な基準に基づいて配分されていなかった。	法人本部の共通的な支出及び費用については、合理的な基準に基づいて配分する。	社会福祉法人会計基準第14条第2項、第20条第2項 社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて7 社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について13 社会福祉法人モデル経理規程第7条
16	契約	入札を行う際に、監事や理事（理事長を除く）及び評議員を立ち合わせていなかった。	入札を行う際には、監事や理事（理事長を除く）及び評議員を立ち合わせる	社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監査の徹底について5-(2)ウ
17	契約	随意契約において、予定価格が経理規程に定める価格を超える場合は3社以上の見積もりが必要だが、1社しか見積書を徴していなかった。	経理規程に基づき、適切な契約手続きを行う。	社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて1(3)(4) 社会福祉法人モデル経理規程第74条
18	契約	随意契約において、予定価格が経理規程に定める価格を超える場合は3社以上の見積もりが必要だが、1社しか見積書を徴していなかった。	経理規程に基づき、適切な契約手続きを行う。また、合理的な理由により随意契約となる場合は、その根拠・理由について記録する。	社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて1(3)(4) 社会福祉法人モデル経理規程第74条